

第6章. 財政収支計画

6.1. 基本的な考え方

- ・地方公営企業法や水道法の趣旨を踏まえ、合理的かつ能率的な経営を行うとともに、適正な原価を基準とした料金を徴することにより、健全な経営を維持する。
- ・将来にわたる安定給水を確保できるよう、老朽化が進み、又は耐震性に欠ける施設・設備の計画的な更新を行う施設整備計画（本計画 第4章）を財政収支計画に反映させる。
- ・健全な経営を持続していくためには、定期的に適正な原価を反映させる必要があることから、5年ごとに収支見直しを見直すこととし、収支状況に応じて料金改定を検討する。
- ・九十九里地域と南房総地域の供給単価に差がある現状等を踏まえ、統合後10年間は地域別に区分して経理し、11年目に統一する。
- ・すべての末端給水事業者が、統合に伴い生じる水道用水供給料金の上昇抑制効果を楽しむことができるよう、統合後10年間は末端給水事業者ごとに基本料金を調整する。

6.2. 水道用水供給料金

6.2.1. 料金体系の基本的な考え方

- ・水道用水供給事業における経費は、送水量にかかわらず施設の維持管理や更新に必要な固定費と送水量に応じた変動費で構成しており、その全額を安定的に回収するため、それぞれ、使用水量によらない基本料金と使用水量に応じた従量料金の二部料金制とする。

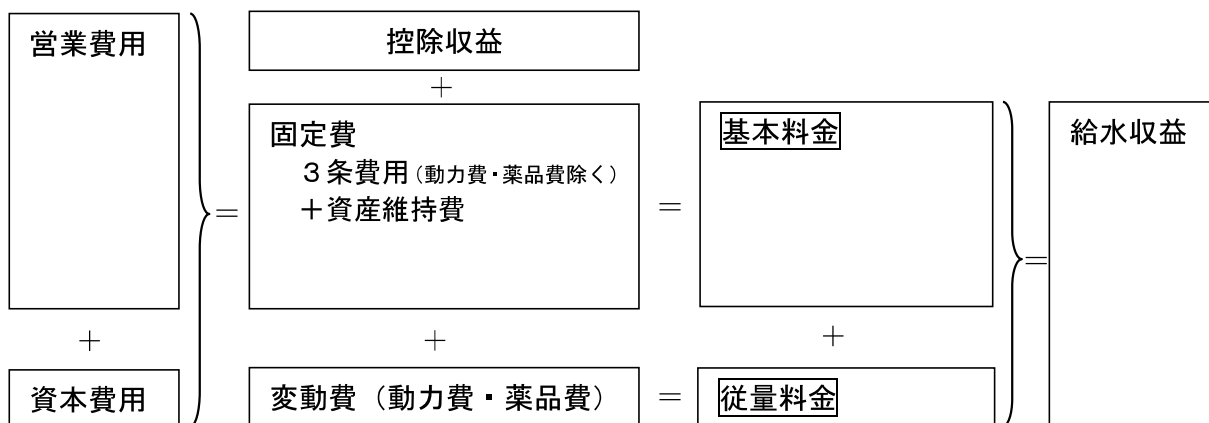


図 6.1 料金体系の基本的な考え方

- ・料金水準については、健全経営を維持できるよう、各年度の収益的収支の均衡を図るとともに、将来の建設改良費の原資の一部となる資産維持費を確保できるようにする。
- ・5年ごとに収支見直しの見直しを行い、その結果、合理的かつ能率的な経営を行ってもなお恒常的な損失や資金不足が見込まれる場合には、料金改定を行う。

6.2.2. 料金体系（料金算定方法）

(1) 統合後 10 年目まで

ア 現在の両地域の供給単価に差があることから、統合後 10 年間は地域別料金とする。

イ 基本料金

- ・すべての末端給水事業者が、統合に伴い生じる水道用水供給料金の上昇抑制効果を楽しむことができるよう、市町村水道総合対策事業補助金振替・市町村追加負担分は、末端給水事業者ごとの活用実績額や実負担額で按分し、基本料金に反映させる。
- ・各地域の基本料金単価に末端給水事業者ごとの割当基本水量を乗じて、料金を算定する。なお、割当基本水量は、九十九里地域においては、令和 6 年度の協議により定めた水量、南房総地域においては令和 7 年度の基本水量の按分方法を基準とし、統合に伴い生じる水道用水供給料金の上昇抑制効果を考慮して、末端給水事業者ごとに設定する。

ウ 従量料金

- ・各地域の従量料金単価に末端給水事業者ごとの有収水量を乗じて、料金を算定する。

(2) 統合後 11 年目以降

両地域合計の総括原価単価から基本料金単価・従量料金単価を設定し、基本料金・従量料金を算定する。

なお、11 年目以降の基本水量については、施設能力によるものとし、詳細は統合後 11 年目以降の財政措置の取扱いと併せて統合後 10 年目までに検討する。

(3) 統合に伴う財政措置

ア 国交付金の活用

- ・防災・安全交付金（広域化事業）を活用する。

イ 県一般会計繰出金

- ・統合後の水道用水供給事業の経営安定化のため、統合後 10 年間は水道用水供給事業会計に対して県一般会計繰出金を定額（市町村水道総合対策事業補助金振替分約 17.6 億円/年[※]、県追加負担分 2.3 億円/年）で支出する。

ウ 市町村の追加負担

- ・市町村は、用水供給料金を引き下げるため、統合後 10 年間は水道用水供給事業会計に対して年 2.3 億円を支出する。

※ 市町村水道総合対策事業補助金について

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合に関する覚書（以下「覚書」という。）において、統合時までに両企業団から用水供給を受けていた末端給水事業者に対し、県が支出している市町村水道総合対策事業補助金全額を統合後の水道用水供給事業へ振り替える財政措置を行うこととしている。

統合後 10 年間は、覚書の規定にかかわらず、末端給水事業体に対し、市町村水道総合対策事業補助金制度を引き続き適用することとする。ただし、統合に伴い県一般会計繰出金に振り替えられた額を上回る補助を構成市町村が行う場合に限る。

(1) 対象団体 末端給水事業体

(2) 補助額等

- ・市町村が、末端給水事業体に対して当該市町村分として県一般会計繰出金に振り替えられた額を上回る補助を行う場合、当該上回った額と同額程度を県が末端給水事業体に補助する。
- ・現行制度と同様に補助限度額及び補助額の算定を行ったうえで、県一般会計繰出金として振替済の額を控除した額を補助する。
- ・振替済として控除する額は、当該末端給水事業体に係る振替相当額（経理が末端給水事業体内で統合前の末端給水事業体ごとに区分している場合には当該区分に係る額）とする。

(3) 適用期間 水道用水供給事業の統合後 10 年間

表 6.1 統合後 10 年目までの基本料金算定方法

【基本料金 = 基本料金単価 × 割当基本水量】

基本料金単価（地域ごとの固定費/基本水量）A ※統合に伴う財政措置による効果を反映しない単価	
基本水量（控除前）B	
控除額	県追加負担額・国交付金活用分 C → 見合の控除水量 C'（基本水量按分）
	市町村水道総合対策事業補助金振替・市町村追加額負担分 D → 見合の控除水量 D'（実績・実負担額按分）
割当基本水量 $B' = B - C' - D'$	
基本料金（抑制効果配分後） $A \times B'$	

表 6.2 統合に伴う財政措置による効果の配分方法

財政措置項目	配分方法
国交付金収益化	地域ごとに活用した国交付金による収益化額を末端給水事業体ごとの基本水量（申込水量による）で按分
市町村水道総合対策事業補助金振替分	平成 30 年度から令和 4 年度の末端給水事業体ごとの活用実績額の平均とする。
市町村追加負担	準備会議で各市町村に提示した金額とする。
県追加負担金	市町村追加負担額と同額の地域別の額を末端給水事業体ごとの基本水量（申込水量による）で按分

6.2.3. 料金単価と水量

(1) 基本料金

表 6.3 基本料金単価

(単位：円)

	R8-12	R13-17	R18-22	R23-27
	(第1期)	(第2期)	(第3期)	(第4期)
九十九里地域	72	79	67	64
南房総地域	140	148		

表 6.4 基本水量（統合後10年目までは割当基本水量）※閏年除く (単位：千m³/年)

	R8	R9-12	R13-17	R18-22	R23-27
	(第1期)		(第2期)	(第3期)	(第4期)
八匠水道企業団	5,637※	56,860	56,776	70,847	70,847
山武郡市広域水道企業団	28,507※				
長生郡市広域市町村圏組合	22,716※				
夷隅郡市広域市町村圏事務組合		5,552	5,606	7,691	7,691
安房郡市広域市町村圏事務組合		5,871	6,125	12,406	12,406

※ 九十九里地域の基本水量割合は協議中。九十九里地域全体の基本水量を令和6年度現在の割合を基に按分したものを仮に記載しているが、令和8年度以降の基本水量は、協議後の割合を用いて按分する。

(2) 従量料金

表 6.5 従量料金単価

(単位：円)

	R8-12	R13-17	R18-22	R23-27
	(第1期)	(第2期)	(第3期)	(第4期)
九十九里地域	24	26	32	34
南房総地域	40	42		

表 6.6 有収水量の見通し

(単位：千m³/期間中計)

	R8	R9-12	R13-17	R18-22	R23-27
	(第1期)		(第2期)	(第3期)	(第4期)
八匠水道企業団	4,035	141,459	168,519	159,526	150,306
山武郡市広域水道企業団	17,027				
長生郡市広域市町村圏組合	15,115				
夷隅郡市広域市町村圏事務組合		21,517	21,488	20,768	19,933
安房郡市広域市町村圏事務組合		35,517	34,657	37,410	37,431

表 6.7 料金算定式

	統合後 10 年目まで	統合後 11 年目以降
基本料金	基本料金単価 × 割当基本水量	基本料金単価 × 基本水量 (1 日最大送水量ベース)
基本料金単価	地域固定費 ÷ (地域施設能力 (m ³ /日) × 年間日数) ※それぞれの地域別の固定費と施設能力を用いる	両地域の固定費 ÷ (施設能力 (m ³ /日) × 年間日数)
固定費	地域の (3 条費用－動力費・薬品費＋資産維持費－控除収益) ※それぞれの地域別の費用等を用いる	両地域の (3 条費用－動力費・薬品費＋資産維持費－控除収益)
控除収益	統合に伴う財政措置以外の長期前受金戻入等 ※固定費算定上の控除収益には、統合に伴う財政措置 (県一般会計繰出金、市町村追加負担、統合に伴う国交付金長期前受金戻入) を含めない。 ※それぞれの地域別の長期前受金戻入等を用いる	両地域の県一般会計繰出金、市町村追加負担、長期前受金戻入等の合計 ※固定費算定上の控除収益には、統合に伴う財政措置 (県一般会計繰出金、市町村追加負担、統合に伴う国交付金長期前受金戻入) を含める。
割当基本水量	末端給水事業体ごとの計画一日最大送水量 × 年間日数－控除水量 ※末端給水事業体ごとの計画一日最大送水量 九十九里地域：令和 6 年度の協議により定めた水量を基準に按分し、施設能力で補正 南房総地域：令和 7 年度に採用する基本水量の按分方法を基準に按分し、施設能力で補正 ※施設能力 九十九里地域：194,100 m ³ /日 南房総地域：55,060 m ³ /日	
控除水量	末端給水事業体ごとの統合に伴う控除収益 ÷ 基本料金単価	
末端給水事業体ごとの統合に伴う控除収益	次の控除収益を合算した額 ①当該団体の市町村水道総合対策事業補助金実績額 ②当該団体の市町村追加負担額 ③県追加負担額 × 当該団体の基本水量 ÷ 全地域基本水量 ④統合に伴う国交付金長期前受金戻入額 × 当該団体の基本水量 ÷ 全地域基本水量	
基本水量		末端給水事業体ごとの計画一日最大送水量 × 年間日数 ※計画一日最大送水量は認可水量を施設能力で補正 (統合後 11 年目以降の財政措置の取扱いと併せて検討する。)
従量料金	従量料金単価 × 有収水量	従量料金単価 × 有収水量
従量料金単価	変動費 ÷ 有収水量見込み ※それぞれの地域別の変動費と有収水量を用いる	両地域の変動費 ÷ 両地域合計有収水量見込み
変動費	動力費＋薬品費 ※それぞれの地域別の費用等を用いる	動力費＋薬品費
有収水量	末端給水事業体ごとの有収水量	末端給水事業体ごとの有収水量

6.3. 財政収支見通し

6.3.1. 基本的な推計条件

表 6.8 基本的な推計条件

区分	内容
費用	<p>① ベースとなる費用：両企業団の既存計画（経営戦略）の計画値を基本とする。</p> <p>② 今回の計画における精査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各費用に昨今の物価や労務単価の上昇傾向を適切に反映 ・建設改良費は第4章 施設整備計画を反映 <p>③ 統合の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合後のシステム運営経費など、統合に伴う必要経費を反映 ・統合に伴う経費節減などの効果を反映
収入	<p>① 水道用水供給料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全経営を維持するために必要な営業費用や資産維持費等を含めた総括原価方式により水道用水供給料金を算定 <p>② 統合効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国交付金の活用 <p>統合初年度から9年度目にかけて資本的収入として、防災・安全交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）で約42億円を見込む。うち統合後20年間で約20億円が長期前受金戻入として収益化され、総括原価が抑制される。</p> ・経営安定化のための県一般会計繰出金等 <p>ア 県一般会計繰出金</p> <p>統合後の水道用水供給事業の経営安定化のため、統合後10年間は水道用水供給事業会計に対して県一般会計繰出金を定額（市町村水道総合対策事業補助金振替分約17.6億円/年、県追加負担分2.3億円/年）で支出する。</p> <p>イ 市町村の追加負担</p> <p>統合後10年間は水道用水供給事業会計に対して年2.3億円を負担する。</p> <p>上記の県一般会計繰出金及び市町村追加負担の統合後11年目以降の取扱いは、統合後の経営状況や市町村一般会計による末端給水事業体に対する補助額、地域別の費用推移などを勘案して、県において、統合後10年目までに検討する。</p>

6.3.2. 財政シミュレーション

(1) 統合後 10 年目まで

ア 九十九里地域

- 耐震化、老朽化対策に係る建設改良費が 30 億円台で推移していくため、減価償却費等が増加していく。
また、物価上昇も見込まれることから、収益的支出は増加が続く見通しであるため、5 年ごとに料金を改定することで、収支均衡を図っている。
- 国交付金を活用することで、老朽化対策・耐震化を進めつつも、資金残高を一定程度確保しながら、企業債の発行を抑制できる見込みであり、健全な財務状況を維持できる。

表 6.9 収益的収支（九十九里地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第 1 期）					（第 2 期）				
収益的収入	6,084	6,492	6,499	6,473	6,471	6,464	6,937	6,922	6,941	6,956	6,996
料金収入	5,527	4,962	4,969	4,944	4,941	4,931	5,400	5,371	5,361	5,350	5,357
基本料金	4,890	4,094	4,108	4,094	4,094	4,094	4,501	4,485	4,485	4,485	4,501
従量料金	637	868	861	850	847	837	899	886	875	865	856
収益的支出	5,761	5,913	6,106	6,145	6,327	6,393	6,486	6,516	6,650	6,749	6,920
減価償却費等	2,668	2,852	2,921	3,012	3,167	3,212	3,280	3,291	3,404	3,482	3,629
動力費・薬品費	713	820	822	820	826	826	828	825	824	823	823
経常利益	322	579	393	328	144	71	452	406	290	207	76

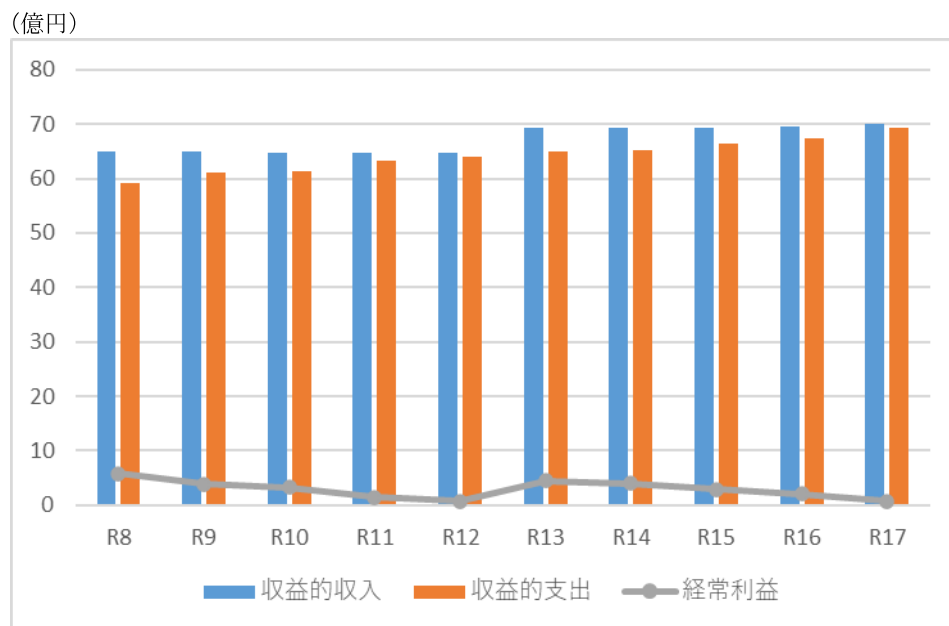


図 6.2 収益的収支の見通し（九十九里地域）

表 6.10 資本的収支（九十九里地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
資本的収入	339	17	115	168	187	234	614	910	782	795	0
企業債	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国交付金	84	17	115	168	187	234	614	910	782	795	0
資本的支出	2,648	4,121	3,834	3,319	3,805	3,974	3,645	3,342	3,275	3,090	3,159
建設改良費	1,982	3,833	3,617	3,209	3,696	3,865	3,538	3,267	3,200	3,015	3,083
企業債償還額等	666	288	217	110	109	109	106	75	75	76	76
収支	▲2,309	▲4,104	▲3,719	▲3,151	▲3,618	▲3,740	▲3,031	▲2,432	▲2,493	▲2,296	▲3,159

※ 資本的収支の不足額は、減価償却費や経常利益等の損益勘定留保資金等によりまかなう。

表 6.11 資金・企業債残高の見通し（九十九里地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
資金残高	7,621	5,798	5,204	5,160	5,164	5,030	5,520	6,537	7,456	8,522	8,714
企業債残高	3,912	2,814	2,695	2,584	2,475	2,367	2,260	2,185	2,110	2,034	1,959

※ 各年度末現在

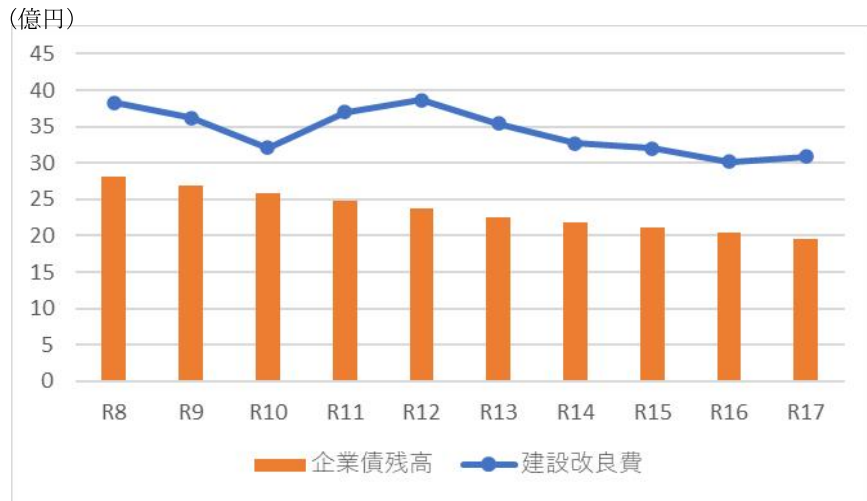


図 6.3 企業債残高・建設改良費の見通し（九十九里地域）

表 6.12 経営指標の推移（九十九里地域）

	R4 決算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
経常収支比率(%)	105.6	109.8	106.4	105.3	102.3	101.1	107.0	106.2	104.4	103.1	101.1
供給単価(円/㎡)	147.6	137.2	138.5	139.6	140.0	141.4	156.2	157.6	159.2	160.9	162.7
給水原価(円/㎡)	139.1	149.0	155.5	158.8	164.5	168.2	172.2	175.2	180.5	184.9	190.9
料金回収率(%)	106.1	92.1	89.0	87.9	85.1	84.1	90.7	90.0	88.2	87.0	85.2
企業債残高対給水収益(%)	70.8	56.7	54.2	52.3	50.1	48.0	41.9	40.7	39.4	38.0	36.6

イ 南房総地域

- ・老朽化対策に係る建設改良費が10億円台で推移していくため、減価償却費等が増加していく。創設期の減価償却は終了していくが、物価上昇が見込まれることから、収益的支出は令和15年度までは増加傾向が続く見通しであるため、5年ごとに料金を改定することで、収支均衡を図っている。
なお、令和16年度以降は、収益的支出は減少に転じる見通しである。
- ・国交付金を活用することで、老朽化対策を進めつつも、資金残高を一定程度確保しながら、企業債の発行を抑制できる見込みであり、健全な財務状況を維持できる。

表 6.13 収益的収支（南房総地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
収益的収入	3,784	4,202	4,205	4,191	4,186	4,198	4,367	4,363	4,367	4,374	4,394
料金収入	2,833	2,060	2,064	2,049	2,044	2,054	2,218	2,204	2,199	2,194	2,240
基本料金	2,518	1,599	1,607	1,599	1,599	1,599	1,744	1,736	1,736	1,736	1,744
従量料金	315	461	457	450	445	454	474	468	463	458	496
収益的支出	3,651	3,903	3,983	4,039	4,061	4,187	4,193	4,246	4,339	4,310	4,300
減価償却費等	2,040	2,170	2,276	2,323	2,333	2,433	2,425	2,468	2,549	2,507	2,432
動力費・薬品費	376	432	432	431	431	445	447	446	446	446	488
経常利益	133	298	223	152	125	11	174	117	28	64	94

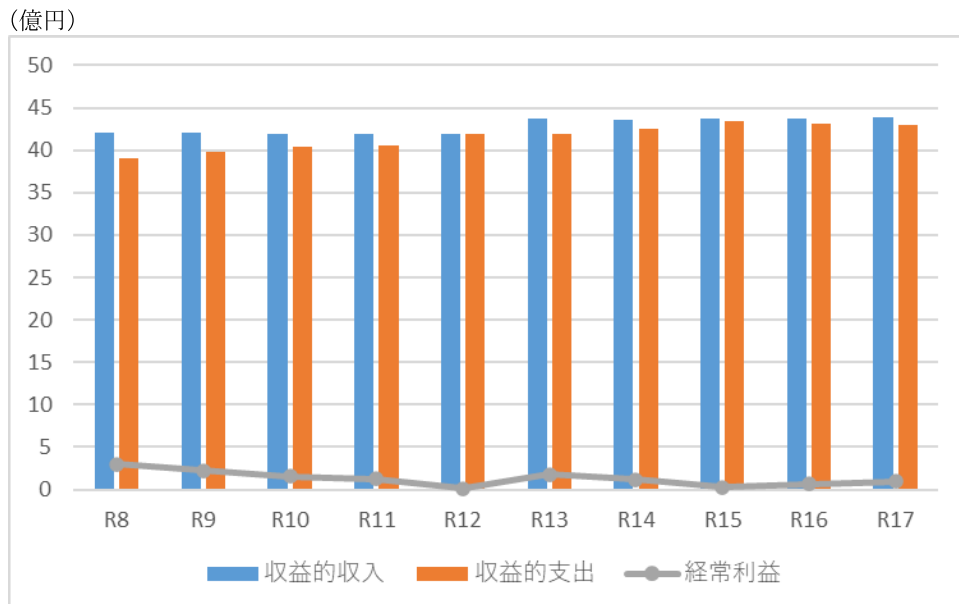


図 6.4 収益的収支の見通し（南房総地域）

表 6.14 資本的収支（南房総地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
資本的収入	396	150	0	4	44	73	177	168	214	320	0
企業債	396	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国交付金	0	0	0	4	44	73	177	168	214	320	0
資本的支出	1,181	1,706	1,222	1,240	1,368	1,269	1,256	1,230	1,172	1,176	1,152
建設改良費	741	1,484	1,072	1,130	1,256	1,153	1,139	1,140	1,082	1,085	1,061
企業債償還額等	440	222	150	110	113	116	118	90	90	91	91
収支	▲785	▲1,556	▲1,222	▲1,236	▲1,324	▲1,196	▲1,079	▲1,062	▲957	▲855	▲1,152

※ 資本的収支の不足額は、減価償却費や経常利益等の損益勘定留保資金等によりまかなう。

表 6.15 資金・企業債残高の見通し（南房総地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
資金残高	6,080	5,715	6,464	8,079	8,400	8,824	9,514	10,196	10,960	11,810	12,339
企業債残高	2,396	2,309	2,190	2,080	1,967	1,851	1,733	1,643	1,553	1,462	1,372

※ 各年度末現在

（億円）

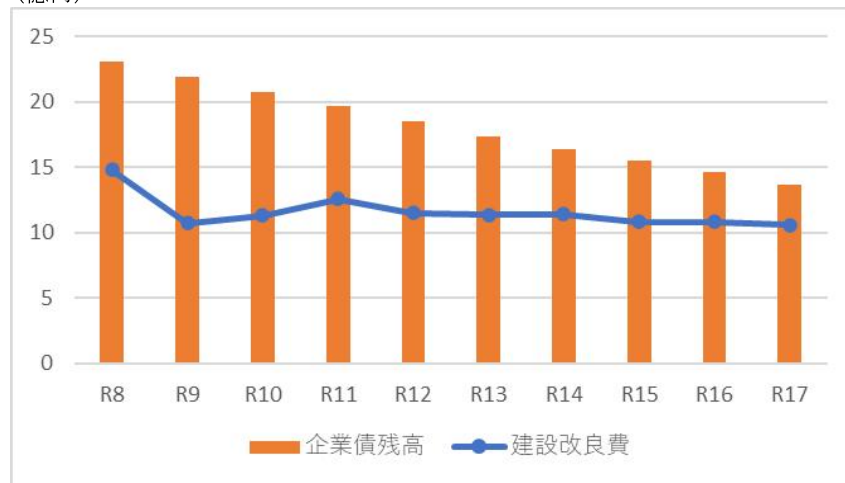


図 6.5 企業債残高・建設改良費の見通し（南房総地域）

表 6.16 経営指標の推移（南房総地域）

	R4 決算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
経常収支比率(%)	103.7	107.6	105.6	103.8	103.1	100.3	104.2	102.7	100.6	101.5	102.2
供給単価(円/㎡)	240.1	178.7	180.5	181.7	183.3	179.6	195.4	196.7	197.1	198.7	187.2
給水原価(円/㎡)	229.1	258.4	267.7	276.6	281.7	286.7	288.7	296.5	307.4	306.7	284.8
料金回収率(%)	104.8	69.2	67.4	65.7	65.0	62.7	67.7	66.3	64.1	64.8	65.7
企業債残高対給水収益(%)	84.6	112.1	106.1	101.5	96.2	90.1	78.1	74.6	70.6	66.7	61.2

(2) 統合後 11 年目以降（額は期間内合計）

表 6.17 収益的収支（単位：百万円）

	R18-22	R23-27
	(第 3 期)	(第 4 期)
収益的收入	54,804	52,062
料金収入	37,449	36,179
基本料金	30,483	29,118
従量料金	6,967	7,061
収益的支出	53,819	51,267
減価償却費等	28,544	24,991
動力費・薬品費	6,608	6,690
経常利益	985	796

※推計上、統合後 11 年目以降の県一般会計繰出金及び市町村追加負担は、10 年目までと同額で見込んでいる。

表 6.18 資本的収支（単位：百万円）

	R18-22	R23-27
	(第 3 期)	(第 4 期)
資本的收入	0	0
企業債	0	0
国交付金	0	0
資本的支出	22,139	21,824
建設改良費	21,324	21,271
企業債償還額	815	553
収支	▲22,139	▲21,824

表 6.19 資金・企業債残高の見通し（単位：百万円）

	R18-22	R23-27
	(第 3 期)	(第 4 期)
資金残高	24,130	25,246
企業債残高	2,515	1,963

表 6.20 経営指標の推移

	R4	R22 年度末	R27 年度末
	決算	(第 3 期)	(第 4 期)
経常収支比率 (%)	104.8	103.6	101.7
供給単価 (円/m ³)	170.0	173.1	178.5
給水原価 (円/m ³)	160.6	215.9	229.4
料金回収率 (%)	105.9	80.2	77.8
企業債残高対給水収益 (%)	75.5	33.6	27.3

6.3.3. 統合後の財務運営

(1) 財政収支見通しの見直しについて

健全な経営を持続していくためには、定期的に適正な原価を反映させる必要があることから、5年ごとに収支見通しを見直すこととし、収支状況に応じて料金改定を検討する。

ただし、不測の事態が発生した場合は、地域全体の安定給水の維持を図るため、5年ごとの収支見通しの見直しを待たずに必要な対応を検討する。

(2) 料金の統一について（令和18年度に向けた取組）

統合後11年目の料金統一を予定していることから、それまでに料金の統一に向けた検討を実施する。

また、県一般会計繰出金及び市町村追加負担の統合後11年目以降の取扱いについても、併せて検討を行う。